

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成28年7月28日				
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)				
東京都千代田区飯田橋3-10-10		KDDI株式会社 代表取締役社長 田中 孝司				
		電話 06-4977-6600				
主たる業種	移動通信業	細分類番号	3	7	2	1
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで					
基本方針	かけがえのない地球を次の世代に引継ぐことができるよう、地球環境保護を推進することがグローバル企業としての重大な責務であるとともに、環境に配慮した積極的な取組を会社全体で続けてゆきます。					
計画を推進するための体制	各本部・事業所・総支社・グループ会社・関連団体から選任された委員で構成される「KDDI CSR環境委員会」を中心に環境マネジメントシステムを構築し、グループ全体で効率的な環境保全活動を推進してゆきます。					
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	8,024.5 トン	9,264.1 トン	9,124.9 トン		14.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量	9,145.5 トン	9,264.0 トン	8,224.3 トン		-4.4 パーセント
	実績に対する自己評価	基地局および利用契約者数が増加したが、小型設備や高効率設備の導入により、消費電力量が昨年とほぼ同程度か若干の下降傾向となった。温室効果ガス削減の効果が認められる。前年度の評価の対象となる排出の量と比べて、12.6%改善している。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事務所/基地局	事業活動に伴う排出の量 (携帯電話加入者数)	2.27	2.13	1.98	-9.47 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()				パーセント
	実績に対する自己評価	事業活動に伴う排出量は、前年度と比べて、原単位当たりの指標が▲0.15改善している。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考
		127.0 パーセント	127.0 パーセント	127.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	高効率設備(電源・空調)の導入 事務所における省エネ活動				
	(27)年度	高効率設備(電源・空調)の導入 事務所における省エネ活動				
	(28)年度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤規程の条件を満たし、会社の承認を受けた者とする。(京都事務所は、条件を満たさないため、原則自動車通勤禁止)				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関を利用することで、地球温暖化防止に少しでもつながると考えている。京都市地球温暖化対策条例の施行以前より、上記措置は実施しているため、排出量への影響はない。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.1 トン	0.6 トン			
	地域産木材の利用によるもの					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの					
	グリーン電力証書等の購入によるもの					
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量						
合計		0.1 トン	0.6 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「+αプロジェクト」での取組み、取扱説明書・梱包箱を回収する「取説リサイクル」の古紙売上金を活用した活動を通じて、お客様/社員とともに全国の森林保全活動に取り組んでいる。					
特記事項	・第一期計画期間の超過削減量(4470.8t-CO2)の内、(900.0t-CO2)を27年度、28年度の排出量からそれぞれ差し引いて記載。					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。